

平成30年度
県の予算・制度に関する要望書



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、平成22年4月に政令指定都市に移行し、より主体的で自立的な行財政運営に取り組んでおり、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、防災・減災対策をはじめ、環境保全、産業集積や雇用創出など、幅広い分野において先進的な事業を進め、「人や企業に選ばれる都市づくり」を推進しています。

現在、わが国の経済情勢は、依然として先行きが不透明な状況が続いており、経済の再生や財政の健全化など、多くの困難な課題に直面しております。また、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来が見込まれており、年金、医療、介護をはじめとする社会保障制度の確立や、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生は、喫緊の課題となっております。

このような状況の中、本市においては、市民の福祉や生活向上に寄与する事業について、県と綿密な連携を図りながら取り組んでまいりました。

本要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、県においても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、平成30年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項への特段の御配慮をお願いいたします。

平成29年8月

相模原市長 加山俊夫

目 次

重点要望事項

- 1 二級河川境川の改修【継続】 3
- 2 通学路における安全対策の実施【継続】 4

その他の要望事項

- 3 県単独補助事業における格差是正【継続】 9
- 4 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し【継続】 10
- 5 自転車及び高齢者の交通安全対策【一部新規】 11
- 6 パスポートセンターの機能充実【継続】 13
- 7 小児医療費助成制度の拡充【継続】 14
- 8 鳥獣保護管理対策事業予算の継続確保【継続】 15
- 9 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】 16
- 10 広域交通網の整備への積極的な支援【継続】 17
- 11 生活交通確保維持に係る補助制度の維持・充実【継続】 19
- 12 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】 20
- 13 土砂災害対策の推進及び補助制度の新設【継続】 21
- 14 警察機能の充実及び防犯対策の強化【一部新規】 23
- 15 歩行者等の安全確保対策の推進【継続】 24

重点要望事項

1 二級河川境川の改修【継続】

【要望事項】

県土整備局 河川下水道部 河川課

二級河川境川の県管理区間について、本市の下水道整備計画との整合を図り、早期に改修整備を進めること。

【要望の説明】

近年、都市化の進展に伴い市街地の浸透域が減少し、保水機能や遊水機能が低下したため、降雨が下水道や河川に短時間で、かつ大量に流出するようになり、下水道や河川にかかる負荷は以前に比べて増えています。

また、「地球温暖化」や「ヒートアイランド現象」等の影響と考えられる局地的集中豪雨による水害が全国各地で発生しており、治水対策の重要性はますます高まっているところです。

こうした中、本市においても局地的集中豪雨が発生する頻度が高くなっていることから、下水道整備計画に基づき、計画降雨を時間雨量51mm(5年確率)として、浸水被害の解消に向けた雨水管の整備を計画的に進めているところです。

しかしながら、現在、境川は、東京都管理区間は概ね時間雨量50mm対応となっておりますが、神奈川県管理区間については時間降雨30mm対応の整備も未了である区間があり、雨水の流出が依然として抑制されていることや、流下能力が不足していることから、市が整備した雨水管の能力が十分に発揮できない状況です。

県では、著しい浸水被害が発生するおそれがある河川として、平成26年6月に境川を特定都市河川へ位置付けたほか、平成27年4月には、東京都や横浜市とともに「境川水系河川整備計画」を策定するなどの取組を進めていますが、これらを早期にかつ確実に実施することが重要であると考えます。

県においては、県民・市民の安全と安心を確保するため、市が整備した雨水管の機能を十分発揮できるよう、本市の下水道整備計画と整合したスピード感のある河川改修を進められるよう強く要望します。

境川への放流吐け口



【要望の担当】

都市建設局下水道部下水道経営課長 岩部 正志 042-707-1890

2 通学路における安全対策の実施【継続】

【要望事項】

警察本部 交通部 交通規制課

緊急合同点検(平成24年8月)等で抽出した安全対策要望箇所のうち、安全対策未実施の箇所について、早急な安全対策を実施すること。

【要望の説明】

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだ中で、文部科学省、警察庁、国土交通省の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が示されました。

本市においても、当該実施要領に従い、信号機や横断歩道の設置などの安全対策要望箇所について、学校、PTA、警察署、道路管理者などの関係機関と緊急合同点検を平成24年8月に実施し、必要な安全対策を講じてきました。

また、緊急合同点検を通じ、関係機関の連携による取組に一定の成果が得られたことを踏まえ、今後も継続的に通学路の交通安全対策に取り組むことを目指して、平成27年7月に「通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関と連携して通学路における児童の安全対策を進めているところです。

こうした中、昨年、横浜市において登校中の児童の列に車両が入り込み通学中の児童が死亡、重軽傷を負う事故が発生するなど、通学中の児童が被害を受ける事故が発生しており、通学路の交通安全対策については、喫緊の課題となっています。

これまでも、緊急合同点検を実施した箇所について改善を要望してはいましたが、今回要望する安全対策未実施の箇所については、速度が出やすい直線道路における信号機のない横断歩道であることから、児童が横断する際、車がなかなか止まらず、児童が危険な状況にさらされています。児童の通学における安全性を確保するため、早急に安全対策を実施するよう要望します。

なお、安全対策要望箇所については、既に本市管内の各警察署に要望しています。

通学路安全対策未実施箇所（平成29年3月31日現在）

	学校名	対策必要箇所	対策実施内容	要望理由
1	川尻小学校	緑区原宿 1-12-2 付近	信号機の設置	<p>当該道路は交通量が多い県道であり、対策必要箇所には信号機が設置されていないことから、児童が横断する際に危険な状態が続いています。</p> <p>地域での見守り活動等も行われていますが、十分な安全確保が困難な現状があるため、信号機の早急な設置を要望します。</p>
2	青根小学校	緑区青根 1375 付近	信号機の設置	<p>当該道路は国道 413 号線で山間地の道路に典型的な信号機の少ない道路であり、対策必要箇所には信号機が設置されていないことから、児童が横断する際、十分な安全確保が困難な現状があるため、信号機の早急な設置を要望します。</p>
3	麻溝小学校	南区下溝 2096 付近	<p>信号機の設置 横断歩道の塗り直し (平成25年度実施済)</p>	<p>当該道路は交通量が多い市道であり、対策必要箇所には信号機が設置されていないことから、児童が横断する際に危険な状態が続いています。</p> <p>地域での見守り活動等も行われていますが、十分な安全確保が困難な現状があるため、信号機の早急な設置を要望します。</p>

【要望の担当】

教育局教育環境部学務課長 八木 英次 042-769-8282

その他の要望事項

3 県単独補助事業における格差是正【継続】

政策局 自治振興部 市町村課

【要望事項】

総務局 組織人材部 行政管理課 / 財政部 財政課

県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、速やかに格差是正を図ること。

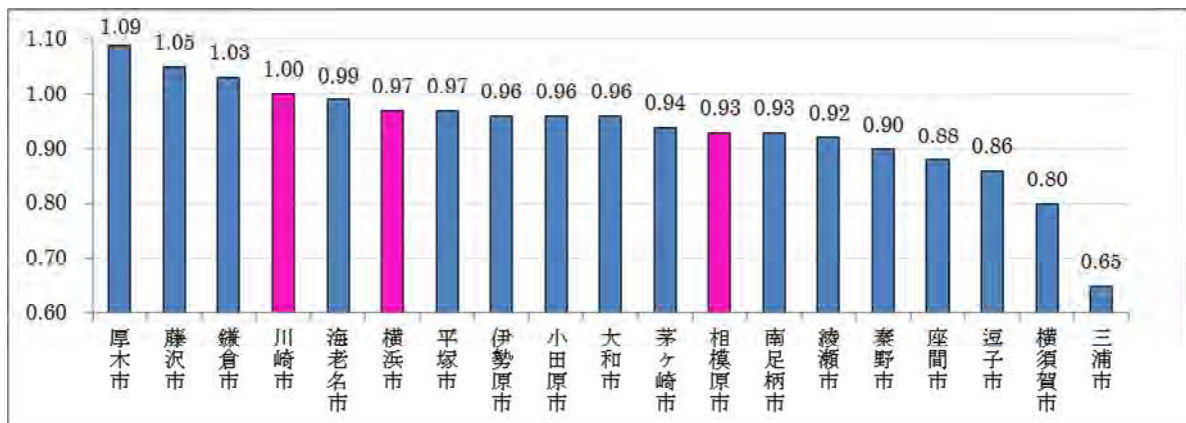
【要望の説明】

小児医療費助成事業や重度障害者医療費助成事業などの県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに格差を設けているものがあります。相模原市民が他の市町村の住民と同様に県税を納税している実態を考慮しますと、指定都市に在住していることだけをもって格差が設けられているという現状には、市民の理解が得られるものではありません。市民の理解と納得が得られるよう、速やかに格差是正を図られるよう要望します。

県単独補助事業における補助率の格差

補助事業名	補助率		
	指定都市	中核市	その他市町村
小児医療費助成事業	1/4	1/3	1/3
ひとり親家庭等医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
重度障害者医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	対象外	1/3	1/2

平成27年度 神奈川県内市財政力指数



【要望の担当】

企画財政局財務部財務課長

天野 秀亮

042-769-8216

4 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し【継続】

総務局 財政部 財政課

【要望事項】

県土整備局 道路部 道路企画課

現行の政令市道路整備臨時補助金は、補助金額が補助対象経費の3分の1以内となっていることや道路の維持補修が対象外であるなど活用しにくい制度となっているため、弾力的に運用できる制度に見直しを行うこと。

【要望の説明】

1 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し

現行の政令市道路整備臨時補助金については、補助金額が全体事業費から特定財源（市債等）を除いた補助対象経費の3分の1以内とされ、補助金額の3倍の市費（一般財源）が必要となり、市費（一般財源）の割合が高く、財政運営上の課題となっているため、市負担額全額を補助対象とすることを要望します。

2 補助対象事業の見直し

法人県民税及び法人事業税の超過課税分は、災害に強い県土づくりが活用目的の一つとされているところですが、本市においても、災害に備えた社会基盤整備の一助として、道路や橋りょうについては長寿命化修繕計画に基づき、適正な維持補修を行っているところです。こうした維持補修に係る事業についても補助対象とすることや、やむを得ず事業の繰越しを行う場合でも補助金の充当を可能にするなど、より活用しやすい制度への見直しについて要望します。

本市に交付される政令市道路整備臨時補助金予定額

年度	H28	H29	H30	H31	H32	合計
金額 (億円)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	6.0

【要望の担当】

企画財政局財務部財務課長	天野 秀亮	042-769-8216
都市建設局道路部道路計画課長	田野倉 伸一	042-769-8373

5 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【一部新規】

安全防災局 安全防災部 暮らし安全交通課

【要望事項】

- 1 危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化を図るとともに、学校や地域における講習機会の義務付けなどルール遵守につながる取組をより一層推進すること。
また、TSマーク制度の更なる普及を始めとした自転車利用者の損害賠償保険加入促進のための施策を拡充すること。
- 2 高齢者に対する交通安全教育の普及・啓発活動など、関係機関・団体の連携をより一層強め、各団体の責任や役割分担に基づき効果的な対策が講じられるよう、引き続き、先導的な役割を果たすこと。
また、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

【要望の説明】

本市は、全交通事故件数に占める自転車及び高齢者が関係する事故の割合が高く、本年度（5月1日付け）、中央区及び南区が自転車交通事故多発地域に指定され、また、中央区については、昨年度（9月1日付け）、高齢者交通事故多発地域にも指定されており、抜本的な安全対策が求められています。

自転車や高齢者の交通安全対策については、これまでも関係機関・団体が様々な対策に取り組んでいるところですが、事故全体に占める割合は依然として高い状況にあります。

1 自転車の交通安全対策について

本市では、地域や警察、交通安全団体と連携した街頭キャンペーンの実施、ポスターの掲示やチラシの配布、交通安全教室の開催等により啓発活動に取り組んでいるところですが、平成27年6月に施行された改正道路交通法を踏まえ、危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化とともに、学校や地域における講習機会の義務付けなどルール遵守につながる取組をより一層推進するよう要望します。

また、近年、自転車事故で多額の損害賠償金が発生するケースにおいて、加害者が保険に入っていないために、被害者が十分な補償を得ることができない事例が発生していることから、TSマーク制度の更なる普及を始めとした自転車利用者の損害賠償保険加入促進のための施策の拡充について要望します。

2 高齢者の交通安全対策について

高齢社会の到来を迎え、高齢者の社会参加の機会が増加するとともに、高齢運転者の増加などが相まり、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されます。

本市において、全交通事故件数は減少傾向にあるものの、全交通事故に占める高齢者事故の割合は増加傾向で推移しており、約3割を占めている状況にあります。

高齢者に対して、加齢による身体特性の変化についての自覚を促し、高齢運転者標識の装着や反射材用品の着用を呼び掛けるとともに、周囲の保護意識を高めることが求められていることから、関係機関・団体の連携を一層強め、より効果的な交通安全教育の普及・啓発活動を推進するなど、引き続き、先導的な役割を果たすよう要望します。

また、高齢運転者による重大な交通事故が全国各地で相次いで発生しており、高齢運転者を対象とした交通事故防止対策を推進することは喫緊の課題となっていることから、県においても、高齢者運転免許自主返納サポート協議会が実施している支援制度の周知を強化するなど、広域自治体として効果的な対策を講じられるよう要望します。

本市における自転車事故件数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
全交通事故件数	3,495 件	3,241 件	2,966 件	2,787 件	2,638 件
自転車事故件数	1,155 件	1,019 件	875 件	874 件	802 件
市自転車事故の構成率	33.0%	31.4%	29.5%	31.4%	30.4%
県自転車事故の構成率	23.2%	23.0%	22.7%	21.8%	21.7%

本市における高齢者事故件数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
全交通事故件数	3,495 件	3,241 件	2,966 件	2,787 件	2,638 件
高齢者事故件数	900 件	891 件	820 件	893 件	815 件
市高齢者事故の構成率	25.8%	27.5%	27.6%	32.0%	30.9%
県高齢者事故の構成率	26.2%	28.3%	29.3%	30.6%	31.8%

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 齊藤ますみ 042-769-8229

6 パスポートセンターの機能充実【継続】

【要望事項】

県民局 暮らし県民部 国際課

神奈川県内の全てのパスポートセンターにおいて、全ての県民の利用を可能とすることを旨とし、移譲先市町村における「居所」の範囲を在勤・在学者にまで拡大するなど、現在の権限移譲の範囲の見直しを行うこと。

【要望の説明】

県から市町への権限移譲により、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町が運営する湘南パスポートセンター、本市が運営する相模大野パスポートセンター、橋本パスポートセンターが開設されていますが、これらのパスポートセンターでは、移譲先市町の住民のみが、パスポートの申請受付・交付を受けることができます。

しかしながら、本市のパスポートセンターには、大和市や座間市、川崎市など周辺自治体の住民から、毎日のように申請や問い合わせがあり、その度に利用できない旨の説明を行い、利用できるパスポートセンターの場所等を案内している状況です。

こうしたことから、県民が県内の全てのパスポートセンターを利用できるよう、県が移譲事務交付金を含めた十分な財源措置を講じつつ、現行の取扱い範囲の制約を変更するなどの対応を図ることで、更なる利便性の向上につながると考えます。

例えば、静岡県においては、全ての市町が県から権限移譲を受けることにより県内全市町に旅券窓口を設置し、パスポートの申請及び受取を当該市町住民だけでなく、全ての県民が利用可能となっております。また、群馬県においては、県が主体となり、他市町からの在勤・在学者を当該市町の「住民」とみなし、利用可能としています。

このようなことを踏まえ、移譲先市町村を含め、県内の各パスポートセンターにおいて、一律的に全ての県民の利用を可能とすることを旨としつつ、当面の対応として、「旅券発給業務の権限移譲の基本的考え方（平成22年9月16日付国際課文書）」における「居所」の範囲について、在勤・在学者まで拡大するなど、権限移譲の範囲の見直しを要望します。

本市パスポートセンター取扱件数

	相模大野 パスポートセンター			橋本 パスポートセンター			合 計		
	申請	交付	申請+交付	申請	交付	申請+交付	申請	交付	申請+交付
平成25年度	11,069	11,285	22,354	9,115	8,516	17,631	20,184	19,801	39,985
平成26年度	9,198	9,211	18,409	10,721	10,701	21,422	19,919	19,912	39,831
平成27年度	9,951	9,871	19,822	10,909	10,796	21,705	20,860	20,667	41,527
平成28年度	10,854	10,716	21,570	12,202	12,084	24,286	23,056	22,800	45,856

橋本パスポートセンターは平成25年6月開所のため、平成25年度取扱件数は、平成25年6月～翌年3月までの件数。

【要望の担当】

市民局区政支援課長 高梨 邦彦 042-769-9814

7 小児医療費助成制度の拡充【継続】

県民局 次世代育成部 子ども家庭課

【要望事項】

小児医療費の助成事業に対する県の補助制度について、通院対象年齢の拡大及び所得制限額の引き上げ等、制度の拡充を図ること。

【要望の説明】

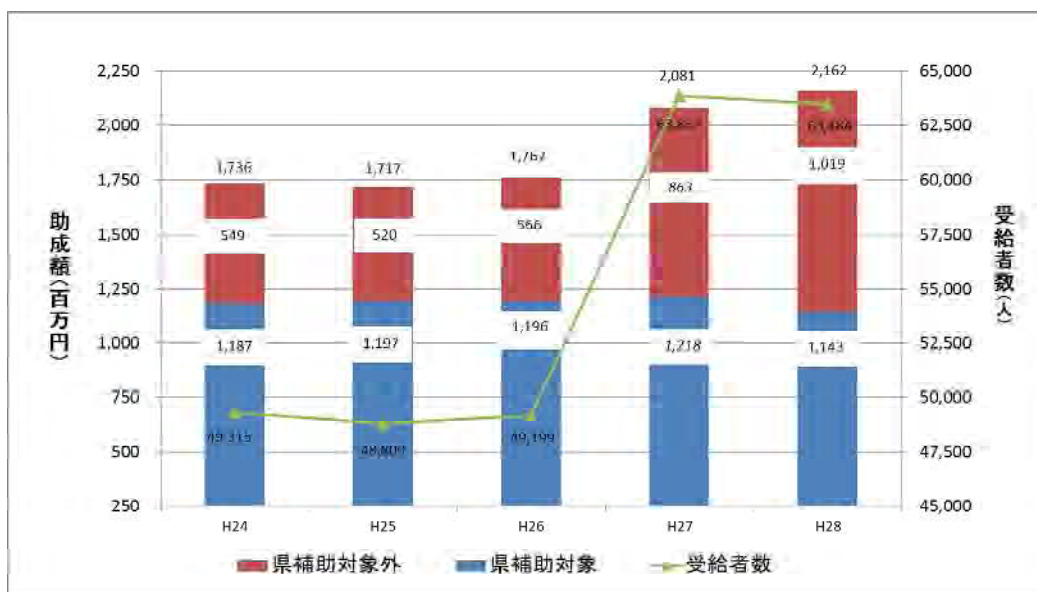
小児医療費助成事業は、平成7年10月に県・市町村の協調事業として開始され、これまでの間、県においては補助対象年齢等の拡充を行ってきましたが、県内各市町村においても少子化が一層進行する中、子育て環境の充実を図るため独自に対象年齢等の拡充が行われ、その結果、県・市町村の間で補助対象年齢等の相違が生じている状況です。

本市でも、通院対象年齢を小学校6年生までに拡大し実施しているとともに、1歳以上の方の養育者の所得制限額につきましても、平成26年7月に現行の児童手当基準に引き上げを行うなど、県の補助対象外となる部分について市単独で助成し、子育て環境の充実を図っています。

県内では、平成29年4月現在で31市町村が小学校6年生以上の通院医療費の助成を行っており、所得制限額につきましては、5市町が現行の児童手当基準、15市町村が所得制限を設けていない状況です。

少子化が一層進行する中、子育て環境の充実は県・市共通の重要な課題であることから、小児医療費助成事業が安定的かつ恒久的に実施できるよう、県においては、通院対象年齢を小学校6年生まで拡大するとともに、所得制限額を現行の児童手当基準まで引き上げるよう要望します。

小児医療費助成状況



【要望の担当】

健康福祉局福祉部地域医療課長 増田 美樹夫

042-769-9230

8 鳥獣保護管理対策事業予算の継続確保【継続】

【要望事項】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

野生鳥獣による農作物及び生活・人身被害への対策が今後も必要なことから、鳥獣被害対策予算を継続的に確保すること。

【要望の説明】

県においては、平成28年度までの集中取組期間終了後、鳥獣被害対策をさらに強化するため、平成29年度に鳥獣被害対策を再構築し、新たに「鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど、本市の鳥獣対策事業の計画的推進に大きな支援をいただいているところです。

本市においても、捕獲体制の充実や追払い日数の増加が図られたほか、特にニホンザルの管理捕獲については、専門業者による新たな捕獲方法の導入に着手することができました。

しかしながら、依然としてイノシシなどによる農作物や生活被害が続いているほか、最近是小中学校の通学路にも、イノシシに加え、ツキノワグマも出没するなど、人身被害の恐れも高まっている状況であることから、引き続き、鳥獣保護管理対策事業予算を確保するよう要望します。

鳥獣保護管理対策事業予算の推移

	県予算額	相模原市鳥獣被害対策事業費			県費負担	
		要望額	交付対象額	割合	金額	負担割合
平成24年度	251,887千円	37,419千円	27,916千円	74.6%	13,958千円	50.0%
平成25年度	200,450千円	44,467千円	25,432千円	57.2%	12,715千円	50.0%
平成26年度	421,030千円	44,205千円	41,435千円	93.7%	20,717千円	50.0%
平成27年度	426,630千円	42,903千円	42,903千円	100.0%	21,451千円	50.0%
平成28年度	426,900千円	45,446千円	45,446千円	100.0%	22,722千円	50.0%
平成29年度	326,340千円	49,720千円	43,204千円	86.9%	17,904千円	41.4%

相模原市鳥獣被害対策事業費は、ヤマビル対策事業費は含みません。

【要望の担当】

環境経済局経済部津久井地域経済課長	奈良 潔	042-780-1405
環境経済局環境共生部水みどり環境課長	柿山 清美	042-769-8242

9 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】

【要望事項】

保健福祉局 福祉部 障害福祉課

重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度について、現在は市単独で助成を行っている精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院に対し、拡充を図ること。

【要望の説明】

重度障害者医療費助成事業は、重度の身体・知的障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、昭和49年4月に県の100%負担として医療費助成が開始されました。その後、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉手帳制度が創設され、精神障害者に対する施策の充実も図られたところです。

県の補助制度においても、平成24年度から精神障害者保健福祉手帳1級の方の通院が新たに補助対象となりましたが、身体・知的障害者は入院も対象とされているなど、相違が生じている状況です。

本市では、障害者の経済的負担の軽減を目的に、平成16年10月から、県の補助対象外である精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院を含めて助成を行っています。

平成29年4月現在で、県内の14市町において、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院を含めた助成を行い、さらに7市町では2級の方も助成対象としている状況となっていることから、県においても、精神障害者に対する補助制度の拡充について要望します。

重度障害者医療費助成状況



【要望の担当】

健康福祉局福祉部地域医療課長 増田 美樹夫 042-769-9230

10 広域交通網の整備への積極的な支援【継続】

【要望事項】

県土整備局 都市部 交通企画課

- 1 リニア中央新幹線の早期建設に向け、地元窓口としての役割を果たすとともに、県の「北のゲート」の形成及び施設建設により影響を受ける地域への対策について、本市と連携して主体的な取組を進めること。
また、JR横浜線の輸送力増強等、「北のゲート」へのアクセス利便性向上に向けた取組を進めること。
- 2 リニア中央新幹線駅周辺のまちづくりは、さがみロボット産業特区の推進をはじめ、産業・経済・文化等、県全体の発展に資するものであることから、県においても広域自治体として「北のゲート」の形成に向けて、本市と連携して主体的な取組を進めること。
- 3 小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申第198号で示された収支採算性等の課題解決への協力とともに、鉄道事業者や東京都への働きかけを強化するなど積極的に取組を進めること。
また、田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、広域的な視点からの協力とともに、新たな広域公共交通網として県の計画への位置付けをすること。
- 4 JR相模線について、単線で低い輸送力を抜本的に改善するため、行違い設備の整備や部分的な複線化などの段階的整備を進め、早期の全線複線化に向けて積極的に取り組むこと。また、沿線地域の発展と利便性の向上のため、(仮称)作の口駅及び(仮称)磯部駅の設置の早期実現を促進すること。

【要望の説明】

1 リニア中央新幹線の早期建設に向けた対応

現在、JR東海において事業が進められているリニア中央新幹線について、早期建設に向け、JR東海が示した地元自治体に求める役割に対する対応等、地元窓口としての役割を果たされることを要望します。

特に、車両基地や変電施設の建設、水枯れなどにより生活に影響を受ける地域への対策については、本市と連携を図りながら主体的な取組を進めることを要望します。

また、「北のゲート」に接続し広域交通網を形成するJR横浜線の輸送力増強等、「北のゲート」へのアクセス利便性向上に向けた取組を進めることを要望します。

2 県の「北のゲート」にふさわしいまちづくりの推進

リニア中央新幹線駅周辺については、首都圏広域地方計画において、首都圏南西部エリアの交通アクセスが大きく改善される可能性が示されており、県の「北のゲート」となるものであることから、広域自治体としての役割を果たされることを要望します。

特に、さがみロボット産業特区などの県の施策については、産業・経済・文化等、様々な分野において県全体の発展に資するものであることから、本市と連携を図りながら主体的な取組を進めることを要望します。

3 小田急多摩線延伸事業に関する支援

小田急多摩線延伸（唐木田～上溝）については、交通政策審議会答申第198号において、収支採算性（需要の創出、費用負担のあり方を含む事業計画の十分な検討）
都県境を跨ぐ路線として関係地方公共団体の協調による検討が課題として示されたところす。

このため、県においても延伸実現に向け、収支採算性等の課題解決への協力とともに、地域の立場からの鉄道事業者への働きかけや、広域自治体の立場からの東京都への働きかけを強化するなど、積極的に取り組んでいただくよう要望します。

また、上溝以西の延伸については、これまで、厚木市・愛川町・清川村と共に検討を進めてきましたが、更なる取組の推進に向け、県の参画と、計画（かながわ交通計画等）への位置付けを要望します。

4 JR相模線の複線化及び新駅設置の早期実現の促進

JR相模線は、県の南北の2つのゲート（東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線駅）を結ぶ交通軸として重要な路線です。リニア中央新幹線については、平成26年10月に工事实施計画が認可され、橋本駅付近に駅が設置されることが決まっております。これに伴い倉見駅付近への東海道新幹線新駅設置の可能性が高まるなど相模線を取り巻く環境は劇的に変化しています。

平成28年4月の交通政策審議会答申第198号においては、新幹線駅へのアクセス改善などの観点から、相模線の輸送サービス改善について記載されたことから、単線で低い輸送力を抜本的に改善するため行違い設備の整備や、部分的な複線化などの段階的整備を進め、早期の全線複線化に向けて積極的に取り組むよう要望します。

また、沿線地域の発展と利便性の向上のため、（仮称）作の口駅及び（仮称）磯部駅の新設の早期実現を促進するよう要望します。

本市の主な交通施策



【要望の担当】

都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長	成沢 史人	042-707-7047
都市建設局広域交流拠点推進部リニア事業対策課長	大矢 直和	042-704-8910
都市建設局まちづくり計画部交通政策課長	千葉 修司	042-769-8249

11 生活交通確保維持に係る補助制度の維持・充実【継続】

【要望事項】

県土整備局 都市部 交通企画課

「神奈川県地域公共交通確保維持費補助制度」について、従前の県補助制度と同様に、県が主体的に生活交通の確保に取り組むとともに、補助制度の維持・充実を図ること。

また、合併市町村に関する取扱いについては、国庫補助制度との整合を図り、地域の実情に配慮した運用や補助要件の緩和など、制度の充実が図られるよう必要な予算の確保に努めること。

【要望の説明】

平成23年度の国における「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」の運用開始に伴い、県においては「神奈川県バス運行対策費補助制度」と「神奈川県広域的幹線的路線バス運行対策費補助制度」を廃止し、新たに「神奈川県地域公共交通確保維持費補助制度」を創設しました。

広域的で幹線的な路線、いわゆる「地域間幹線系統」の確保維持については、都道府県の協調義務があることを踏まえ、県は従前の制度において県の責任と役割のもと、県が主体となって生活交通の確保維持に関与していたことから、今後も引き続き、国・県の補助制度を活用している路線については、県の主体的な関与のもと、必要な予算の確保に努め、補助制度の維持を図ることを要望します。

また、同制度における地域間幹線系統の補助事業の基準のうち、「複数市町村にまたがるもの」の要件について、国は「平成13年3月31日時点」としているのに対し、県は「平成15年3月31日時点」の状態としており、さらに「平成15年4月1日以降に市町村合併が行われた場合の単一市町村を運行するものとして、新たに補助金を受けようとする場合は除く。」としています。

このことは、県内で唯一、市町合併をした本市のみが該当するものであり、本市内で新たに地域間幹線系統を設置する場合は、県からの補助金が受けられない基準となりました。

現在、本市が地域間幹線系統として維持している3路線のうち、平成26年10月1日から新たに運行を始めた「三ヶ木～三井・上中沢～橋本駅線」は、県の基準に該当しないことから、県の補助金が受けられない状態となっています。

このことから、合併市町村に関する取扱いについては国庫補助制度との整合を図り、地域の実情に配慮した運用や補助要件の緩和など、更なる制度の充実が図られるよう必要な予算の確保に努めることを要望します。

【要望の担当】

都市建設局まちづくり計画部交通政策課長 千葉 修司 042-769-8249

13 土砂災害対策の推進及び補助制度の新設【継続】

【要望事項】

県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

- 1 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策(抜本的な防ぎよ対策工事等)の更なる推進を図ること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等補助金交付制度を新設すること。

【要望の説明】

1 土砂災害対策におけるハード対策事業の推進

県においては、土砂災害対策として土石流危険渓流の抽出や急傾斜地崩壊危険箇所の点検等を行い、土砂災害危険箇所として把握し、「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき、堰堤工や法粹工などの施設整備を行っていることと承知しています。

近年、長野県や広島県などにおいて、土石流や急傾斜地の崩壊により甚大な被害が発生しており、本市にも土砂災害のおそれのある土砂災害危険箇所が多数存在していますが、施設の整備水準は低く、早急な整備を実施する必要があることから、抜本的な防ぎよ対策工事を推進するよう要望します。

また、平成12年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、緑区の一部地域で「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が指定されたところですが、「土砂災害特別警戒区域」では、土砂崩れ等の発生により建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあります。県においては、法人二税の超過課税を財源として、災害対策を更に充実されると承知していますが、こうした課題の解決に向けて、早急な対策工事を実施するよう要望します。

2 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等補助制度の新設

一方、この対策工事が施工されると、県知事は「土砂災害特別警戒区域」の指定を解除することが可能となりますが、それまでの間に「土砂災害特別警戒区域」内で住宅の建替等を行う場合には、構造規制に対応する義務が生じ、一般的な住宅よりも壁や基礎を強化するため工事費用が高額となります。

現在、鳥取県においては、県が主体となり「土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金」交付制度を創設していることから、神奈川県においても、県単独事業による「土砂災害特別警戒区域」内における住宅建替等補助制度の新設を要望します。

警戒区域等指定箇所数 (H29.3.21 現在)

急傾斜地崩壊危険箇所 (例)

地域	地区	土砂災害の種類	指定箇所数	
			警戒区域	特別警戒区域
津久井	三井	急傾斜地の崩壊	34	5
		土石流	8	7
	太井	急傾斜地の崩壊	22	1
		土石流	2	0
	中野	急傾斜地の崩壊	13	4
		土石流	6	5
	又野	急傾斜地の崩壊	5	1
	三ヶ木	急傾斜地の崩壊	12	4
		急傾斜地の崩壊	17	8
	青山 (青山・鮑子)	土石流	19	14
		急傾斜地の崩壊	20	14
	青山 (青山以外)	土石流	28	13
		急傾斜地の崩壊	21	9
	根小屋	土石流	5	3
		急傾斜地の崩壊	36	21
長竹	土石流	14	5	
	急傾斜地の崩壊	28	16	
鳥屋	土石流	47	37	
	急傾斜地の崩壊	35	10	
青野原	土石流	25	12	
	急傾斜地の崩壊	24	6	
青根	土石流	27	26	
	急傾斜地の崩壊	20	3	
相模湖	千木良	土石流	8	6
		急傾斜地の崩壊	30	14
	与瀬・小原	土石流	28	27
急傾斜地の崩壊		57	13	
内郷 (若柳・寸沢嵐)	土石流	36	27	
	急傾斜地の崩壊	33	5	
藤野	佐野川	土石流	39	20
		地滑り	1	0
		急傾斜地の崩壊	13	8
	吉野	土石流	4	4
		急傾斜地の崩壊	21	10
	澤井	土石流	20	15
		急傾斜地の崩壊	14	3
	小淵	土石流	9	6
		急傾斜地の崩壊	16	0
	日連	土石流	7	5
		急傾斜地の崩壊	18	4
	名倉	土石流	13	11
		急傾斜地の崩壊	64	28
	牧野 (西部)	土石流	50	47
		急傾斜地の崩壊	19	1
牧野 (東部)	土石流	33	30	
	急傾斜地の崩壊	4	0	
城山	城山	土石流	0	0
		急傾斜地の崩壊	1	0
	谷ヶ原	土石流	0	0
		急傾斜地の崩壊	4	1
	久保沢	土石流	2	1
		急傾斜地の崩壊	14	10
	川尻	土石流	31	21
		急傾斜地の崩壊	6	4
	中沢	土石流	3	2
		急傾斜地の崩壊	6	2
	小倉	土石流	5	4
		急傾斜地の崩壊	5	4
	葉山島	土石流	19	17
		急傾斜地の崩壊	3	0
	若葉台	土石流	0	0
急傾斜地の崩壊		15	3	
相模原	緑区(橋本、大沢)	急傾斜地の崩壊	29	6
	中央区(田名、上溝、 小山、横山、星が丘、 光が丘、大野北)	急傾斜地の崩壊	30	13
	南区(麻溝、新磯、相 武台、大野南、東林、 大野中)	急傾斜地の崩壊	689	231
合計	急傾斜地の崩壊	689	231	
	土石流	488	365	
	地滑り	1	0	



【要望の担当】

危機管理局危機管理課長 石原 朗 042-769-8208

14 警察機能の充実及び防犯対策の強化【一部新規】

【要望事項】

警察本部 総務部 総務課 / 生活安全部 生活安全総務課

- 1 相模原南警察署について、神奈川県高相合同庁舎のある敷地内へ移転するとともに、市内の地域から交番設置の要望のある21箇所への交番設置等を行うこと。
- 2 街頭緊急通報装置等の設置を促進すること。

【要望の説明】

1 相模原南警察署の施設整備及び交番の設置等について

本市の南区に所在する相模原南警察署は、市内最大の管轄人口を抱える警察署となっていますが、駐車場が少なく、ロビーも狭いことに加え、南区の縁辺部に立地していることから、決して利便性が高いとは言えません。

本市としては、南区住民の利便性向上を図るとともに、警察と連携した効果的な交通・防犯対策等を進めるため、南区役所及び南消防署に近接する神奈川県高相合同庁舎の敷地への移転について要望します。

また、相模原南警察署の管轄区域である南区は、本市の人口の約4割を占めていますが、市内の運転免許証即日交付警察署（相模原北警察署）は市の北部に位置していることから、移動距離や移動に要する時間など即日交付警察署の立地状況を踏まえ、相模原南警察署に運転免許証即日交付の機能を付加していただくよう要望します。

さらに、交番については、地域に密着した防犯活動の拠点として、安全・安心な市民生活を確保していく上で重要な存在であることから、本市各区の自治会等からこれまでに要望が出された21箇所への設置等を要望します。

交番設置等要望箇所（21箇所）

区名	警察署	要望数	要望地区
緑 区	相模原北警察署	1	大島団地
	津久井警察署	2	三ヶ木、藤野駅
中央区	相模原警察署	10	宮下周辺、宮の上団地、下九沢方面、矢部駅、星が丘地区、淵野辺公園、陽光台、青葉周辺、淵野辺、田名（移設）
南 区	相模原南警察署	8	鵜野森周辺、大野台、相模大野駅南口、町田駅南口、御園周辺、麻溝台、北里大学、相武台団地
各区合計		21	-

2 街頭緊急通報装置等の設置について

本市では、相模大野駅前地区に「スーパー防犯灯」が、橋本駅前地区と相模原駅前地区には新型の「街頭緊急通報装置」が設置されています。

これらの緊急通報装置等は、住民等への安心感や犯罪の抑止効果を高めるとともに、事件や事故が発生した際には速やかに通報できることにより、早期の事件解決に向けて大きな効果が期待できます。本市では、昨年度から防犯カメラの補助制度の運用を開始し、自治会等により住宅地を中心とした地域への設置を促進しているところですが、駅周辺の繁華街等については、防犯カメラの他にサイレンやスピーカー等を備えた高機能な緊急通報装置等の設置が効果的なことから、今後も設置の拡充を進めていただくよう要望します。

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 斉藤 ますみ

042-769-8229

15 歩行者等の安全確保対策の推進【継続】

【要望事項】

警察本部 交通部 交通規制課

- 1 横断歩道、停止線等路面標示に係る摩耗等の維持補修について、必要な財源を確保するとともに、迅速に対応すること。
- 2 高齢者などが交差点を安全に横断できるよう、青信号の残り時間が表示される歩行者用信号機及び歩車分離式信号機の設置を推進すること。

【要望の説明】

1 路面標示に係る財源の確保と迅速な補修対応

本市では、交通事故の防止のため、青色回転灯装備車両（青パトカー）による巡回パトロールや、交通安全キャンペーンなどの啓発活動を実施するとともに、道路区画線等の補修など、各種交通安全対策を講じているところです。

一方、市民や地域等から摩耗した横断歩道、停止線等の路面表示箇所等の維持補修の要望があった際は、その都度、所管する警察署に要請しているところですが、必ずしも迅速な対応がされているとは言えない状況にあります。

こうした状況の中、県においては、本年度まで2年間にわたり、重点的に横断歩道等の摩耗した路面標示等の補修を行っていることは承知しておりますが、今後も、歩行者や車両の通行の安全を確保する観点から、必要な財源を確保し、迅速な補修対応を行うことを要望します。

2 安全に横断できる信号機の設置推進

一般的な歩行者用信号では、「青」の残り時間が分からず、高齢者などが横断しきれずに交差点内に取り残されるケースが見受けられます。このことから、高齢者などが交差点を安全に横断できるよう、広幅員道路の交差点などについて、青信号の残り時間が表示される歩行者用信号機の整備を推進するよう要望します。

また、歩車分離式信号機の整備については、交差点内での歩行者と車両の接触事故の防止に有効であることから、通学路など、設置効果の高い交差点への整備を推進するよう要望します。

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 斉藤 ますみ 042-769-8229

平成30年度

県の予算・制度に関する要望書

相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727

kikaku@city.sagamihara.lg.jp